

「公務員の定年制度詳解 一定年の段階的な引上げ」の追加説明について

官制の改廃等による定年前早期退職者に対する基本額に係る特例について、退職手当法施行令附則第5項及び第6項に関する説明が不足していましたので、次のとおり追加の説明をいたします。

○ 252ページ 5行目

前	後
は、「1年につき <u>2%</u> 」としています。	は、「1年につき <u>2%以内</u> 」としています。 具体的には、一般の職員が引上げ前の定年に達する日までに退職した場合については、 <u>退職手当法施行令附則第5項で、引上げ前の定年と退職日の年齢との差に相当する年数に3%を乗じて得た割合を引上げ後の定年と退職日の年齢との差に相当する年数で除して得た割合をもって1年ごとの割増率としています。</u> また、当該職員が引上げ前の定年以後に退職した場合については、 <u>退職手当法施行令附則第6項で、2%を引上げ後の定年と退職日の年齢との差に相当する年数で除して得た割合をもって1年ごとの割増率としています。</u>

○ 255ページ 下の表

前			後		
【官制の改廃等による退職者、公務上の傷病・死亡による退職者の場合】			【官制の改廃等による退職者、公務上の傷病・死亡による退職者の場合】		
定年年齢	割増率が乗じられる期間	割増率 (注2)	定年年齢	割増率が乗じられる期間	割増率 (注2・3)
60歳→65歳 (5歳引上げの職種)	45歳～65歳の 20年間	45歳～60歳は1年につき3% 60歳～65歳は1年につき <u>2%</u>	60歳→65歳 (5歳引上げの職種)	45歳～65歳の 20年間	45歳～60歳は1年につき3% 60歳～65歳は1年につき <u>2%以内</u>
63歳→65歳 (2歳引上げの職種)	48歳～65歳の 17年間	48歳～63歳は1年につき3% 63歳～65歳は1年につき <u>2%</u>	63歳→65歳 (2歳引上げの職種)	48歳～65歳の 17年間	48歳～63歳は1年につき3% 63歳～65歳は1年につき <u>2%以内</u>
65歳→65歳 (引上げのない職種)	50歳～65歳の 15年間	1年につき3%	65歳→65歳 (引上げのない職種)	50歳～65歳の 15年間	1年につき3%
65歳→70歳 (5歳引上げの職種、引上げ後の特例定年の職種)	50歳～70歳の 20年間	50歳～65歳は1年につき3% 65歳～70歳は1年につき <u>2%</u>	65歳→70歳 (5歳引上げの職種、引上げ後の特例定年の職種)	50歳～70歳の 20年間	50歳～65歳は1年につき3% 65歳～70歳は1年につき <u>2%以内</u>

(注1) 定年に達する日（誕生日の前日）の6か月前の応当日の翌日以降に退職した者は特例措置の対象外

(注2) 指定職俸給表の号俸により、1年につき0～2%

(注1) 定年に達する日（誕生日の前日）の6か月前の応当日の翌日以降に退職した者は特例措置の対象外

(注2) 指定職俸給表の号俸により、「1年につき3%」は「1年につき0～2%」

(注3) 引上げ前の定年以後に退職した場合については、退職手当法施行令附則第6項で、2%（指定職俸給表4号俸の額以上6号俸の額未満に相当する額の職員にあっては1%）を引上げ後の定年と退職日の年齢との差に相当する年数で除して得た割合をもって1年ごとの割増率としていることから、引上げ後の定年と退職日との差の年数にかかわらず、退職日俸給月額に乗ずる割増率は一律2%（指定職俸給表4号俸の額以上6号俸の額未満に相当する額の職員にあっては一律1%）

謹んでお詫び申し上げます。

令和5年3月

一般財団法人公務人材開発協会
人事行政研究所